公告第１２６号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定により公告する。

令和８年１１月２６日

大和高田市長　堀内　大造



１　入札に付する事項

物件番号	所在地	地積（㎡）	地目	用途地域	現況	最低売却価格（円）
1	曙町 755 番 1 754 番 1	878	宅地	第一種住居地域	更地	9,326,000
2	曙町 747 番 4	111.67	宅地	第一種住居地域	更地	1,900,000
3	曙町 800 番 13	158.66	宅地	第一種住居地域	更地	2,220,000
4	大字大谷 572 番 1	2003.05	宅地	市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 11 号指定区域）	建物付	10,716,000
5	大字吉井 40 番 7	3195.27	宅地	市街化調整区域（都市計画法第 34 条第 11 号指定区域）	更地	57,389,000

２　入札参加に際しての注意事項

（１）　現状有姿の売却とする。

（２）　最低売却価格は、既存建物等工作物及び埋設物にかかる撤去及び改修費用相当額を差し引いた価格とする。ただし、物件番号２・５を除く。

（３）　物件番号１については、地下に当時の建物の杭及び基礎が埋まっている。

（４）　物件番号４については、敷地に建築物（旧園舎）を含む工作物が残されている。（建築物の一部にアスベストを含む可能性の高い成型板が使用されている。）この建築物（建築物内の動産を含む。）は、引き渡し後、物件購入者において、速やかに撤去するものとする。また、敷地南側及び西側に擁壁が築造されているが、経年による老朽化がみられる。この改修、再築及びその費用相当額を差し引いた価格であるので大和高田市は追加の費用対応はしないものとする。

また、建築行為等にあたっては、必要な手続の申請先である各審議機関等へ問い合わせることとする。

（５）　物件番号５については、小屋及び仮設トイレが設置したままとなっている。

３　入札に参加する者に必要な資格要件

（１）　参加資格

法人又は個人とする。

（２）　欠格

次のアからカまでのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

ア　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者

イ　大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成２１年告示第８０号）の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者

ウ　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

エ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及びその構成員

オ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員

カ　大和高田市の市税を滞納している者

４　入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

（１）　申込みに必要な提出書類

ア　市有財産売却入札参加申込書（実印）（以下「申込書」という。）

イ　誓約書（実印）

ウ　暴力団排除に関する誓約書（実印）

エ　市税滞納情報照会同意書

オ　申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ　申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書（現在事項全部証明書）

※　オ及びカについては、発行後、３か月以内の原本に限る。

（２）　入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア　申込方法　入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ　受付期間　令和８年１２月７日（月）から令和９年１月８日（金）まで（土日、祝日及び１２月２９日から１月３日を除く。）

※受付時間は、午前９時から午後４時３０分までとする。（正午から午後１時までを除く。）

ウ　受付場所　奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市総務部総務課（大和高田市庁舎４階）

（３）　入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

（４）　入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認めた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

５　入札保証金の納付

入札参加者は、令和９年１月１８日（月）午後２時までに入札金額の１００分の５以上の入札保証金を現金又は、銀行振出小切手で納付しなければならない。

６　入札及び開札執行の日時及び場所

（１）　日時　令和９年１月２５日（月）午前１０時

（２）　場所　奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市役所３階会議室１

７　入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

（１）　入札当日の入札開始時刻までに辞退届を提出するとき　総務課に提出すること。

（２）　辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

８　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（１）　入札に参加する資格のない者がした入札

（２）　記名押印を欠く入札

（３）　入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

（４）　同一入札について入札者又はその代理人によりなされた２以上の入札

（５）　入札に関し談合等の不正行為をした入札

（６）　入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

（７）　入札金額を加除訂正した入札

（８）　最低売却価格に達しない価格での入札

（９）　郵送等により送付された入札

（１０）　前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

９　落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が２人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

１０　契約保証金

契約締結までに売買代金の１００分の１０以上の契約保証金（入札保証金全額を充当）を納付しなければならない。

１１　契約締結等

（１）　契約の締結日

落札者は、令和９年２月３日（水）（当日の正午まで）に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

（２）　契約書作成の要否

要す。

１２　売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金（売買代金と契約保証金との差額をいう。）を令和９年２月２２日（月）までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

１３　契約条件

（１）　所有権の移転等

ア　売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとする。

イ　所有権の移転登記は、大和高田市が嘱託により行う。

（２）　契約費用及び公租公課等

ア　売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ　所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ　所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ　その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

（３）　損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

（４）　その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

１４　問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中９８番地４

大和高田市総務部総務課

電話　０７４５－２２－１１０１